

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 3 | 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八頭町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| | |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

評価実施機関名

鳥取県八頭町長

公表日

令和2年8月6日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>国民健康保険法に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、給付に係る申請書の受理、高額療養費や療養費等の給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>【資格管理事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失認定を実施する。 ①申請書や届出書の内容を確認し、異動情報等をシステムに登録する。 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認。 ③被保険者から申請された情報に応じて、証(被保険者証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証など)を発行する。 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格管理、機関別符号の取得を行う。 ①被保険者資格履歴情報の提供を行う。 ②機関別符号の取得、紐付け情報の提供を行う。</p> <p>【給付事務】 被保険者が医療機関等で受けた療養の給付、療養費及び高額療養費等の各種給付を行う。</p> <p>【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 平成30年度から国民健康保険が都道府県単位となり、市町村間で国民健康保険の資格情報及び高額療養費の該当回数を引き継ぐため国民健康保険団体連合会と情報のやりとりを行う。</p> |
| ③システムの名称 | 国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 次期国保総合システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一 30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3第1項、第2項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p> |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>②法令上の根拠</p> | <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条 (オンライン資格確認の準備業務の根拠) 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項、第2項</p> |
| <p>5. 評価実施機関における担当部署</p> | |
| <p>①部署</p> | <p>町民課</p> |
| <p>②所属長の役職名</p> | <p>町民課長</p> |
| <p>6. 他の評価実施機関</p> | |
| <p>なし</p> | |
| <p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p> | |
| <p>請求先</p> | <p>〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地 八頭町役場 町民課 TEL:0858-76-0211</p> |
| <p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p> | |
| <p>連絡先</p> | <p>〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町郡家493番地 八頭町役場 町民課 TEL:0858-76-0211</p> |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年8月4日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年8月4日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|------------|--|------|-----------|
| 平成28年12月9日 | ①特定個人情報ファイルを取り扱う事務のシステムの名称 ②特定個人情報ファイル名 | | ①「国保情報集約システム」「次期国保総合システム」を追加 ②「資格情報(個人)ファイル」を追加 | 事前 | |
| 平成29年4月1日 | 5.評価実施機関における担当部署 | 福祉環境課 | 町民課 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 福祉環境課 | 町民課 | 事後 | |
| 平成29年4月1日 | 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 福祉環境課 | 町民課 | 事後 | |
| 平成29年6月30日 | しきい値判断の年月日 | 平成27年12月1日 | 平成29年6月20日 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和1年6月27日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要 | <p>国民健康保険法に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、給付に係る申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認</p> | <p>国民健康保険法に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、給付に係る申請書の受理、高額療養費や療養費等の給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>【資格管理事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失認定を実施する。 ①申請書や届出書の内容を確認し、異動情報等をシステムに登録する。 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認。 ③被保険者から申請された情報に応じて、証(被保険者証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証など)を発行する。</p> <p>【給付事務】 被保険者が医療機関等で受けた療養の給付、療養費及び高額療養費等の各種給付を行う。</p> <p>【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 平成30年度から国民健康保険が都道府県単位となり、市町村間で国民健康保険の資格情報及び高額療養費の該当回数を引き継ぐため国民健康保険団体連合会と情報のやりとりを行う。</p> | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | 個人番号の利用の法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一 30項 | 番号法第9条第1項、別表第一 30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和1年6月27日 | 情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条7号、別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,46,58,62,80,87,93,106項 【情報照会】27,42,43,44,45項 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条 | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | しきい値判断の年月日 | 平成29年6月20日 | 平成31年4月1日 | 事後 | |
| 令和1年6月27日 | リスク対策 | | (新規追加項目) | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和2年8月4日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要 | <p>国民健康保険法に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、給付に係る申請書の受理、高額療養費や療養費等の給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>【資格管理事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失認定を実施する。 ①申請書や届出書の内容を確認し、異動情報等をシステムに登録する。 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認。 ③被保険者から申請された情報に応じて、証(被保険者証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証など)を発行する。</p> <p>【給付事務】 被保険者が医療機関等で受けた療養の給付、療養費及び高額療養費等の各種給付を行う。</p> <p>【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 平成30年度から国民健康保険が都道府県単位となり、市町村間で国民健康保険の資格情報及び高額療養費の該当回数を引き継ぐため国民健康保険団体連合会と情報のやりとりを行う。</p> | <p>国民健康保険法に関する法律等の規定に則り、資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、給付に係る申請書の受理、高額療養費や療養費等の給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>【資格管理事務】 社会保険離脱や出生・死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の取得・喪失認定を実施する。 ①申請書や届出書の内容を確認し、異動情報等をシステムに登録する。 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認。 ③被保険者から申請された情報に応じて、証(被保険者証、高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証など)を発行する。 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格管理、機関別符号の取得を行う。 ①被保険者資格履歴情報の提供を行う。 ②機関別符号の取得、紐付け情報の提供を行う。</p> <p>【給付事務】 被保険者が医療機関等で受けた療養の給付、療養費及び高額療養費等の各種給付を行う。</p> <p>【資格継続引継事務・高額該当引継事務】 平成30年度から国民健康保険が都道府県単位となり、市町村間で国民健康保険の資格情報及び高額療養費の該当回数を引き継ぐため国民健康保険団体連合会と情報のやりとりを行う。</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-------------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和2年8月4日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42,43,44,45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2 (情報照会の根拠) 第25条、第25条の2、第26条 (オンライン資格確認の準備業務の根拠) 番号利用法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項、第2項 | 事後 | |
| 令和2年8月4日 | 3.個人番号の利用 | 番号法第9条第1項、別表第一 30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 | 番号法第9条第1項、別表第一 30項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3第1項、第2項 | 事後 | |
| 令和2年8月4日 | しきい値判断の年月日 | 平成31年4月1日 | 令和2年8月4日 | 事後 | |